

62 障害福祉サービスにおける相談支援の充実

提出先 厚生労働省

【提案項目】

障害福祉サービスを利用する全ての障害児者に対して、適正なサービス等利用計画が作成されるように、相談支援に係る障害福祉サービス等の報酬等について、適切に評価すること。

【提案理由等】

平成 24 年 4 月の法改正により障害福祉に係る相談支援が充実され、障害福祉サービスを利用する全ての障害児者が、平成 27 年 3 月までに、サービス等利用計画を作成しなくてはならないこととされた。しかし、介護保険制度と異なり、毎月、モニタリング等を行う仕組みではないことなどから、計画を作成する事業者が一定した収入を見込むことが難しく、新たな事業者の参入等について見通しが立っていない。

サービス等利用計画は、障害福祉サービスの利用や地域生活の基礎となるものであるので、適切に計画が作成されるよう、相談支援事業所の収支が十分に見合うような報酬等の設定が必要である。